

第5回中野区子ども・子育て会議(第5期) 議事録

【日時】

2022年6月16日(木) 19時00分～21時00分

【場所】

区役所7階 第8、9会議室

【出席者】

(1)出席委員 13名

寺田会長、和泉副会長、阿部委員、萩原委員、関委員、加賀谷委員、大門委員、永田委員、
三次委員、佐藤委員、岡見委員、大橋委員、丸茂委員

(2)事務局 6名

子ども教育部長

子ども家庭支援担当部長

子ども教育部課長 1名

子ども・教育政策課子ども政策調整係 3名

【会議次第】

1 開会

2 議題

(1)子どもに関する総合計画策定の考え方について

(2)子どもの権利について

・野村武司先生による講義

・中野区子どもの権利に関する条例について

・グループディスカッション

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料1 子どもに関する総合計画策定の考え方について

資料2-1 子どもの権利と中野区の子ども施策(野村武司先生)

資料2-2 中野区子どもの権利に関する条例について

参考資料1 第5期第4回子ども・子育て会議の議題に係る意見・質問及び回答

参考資料2 第5期中野区子ども・子育て会議スケジュール

参考資料3 令和4年度「子育て家庭と区長のタウンミーティング(子育てカフェ)」について

午後7時00分開会

事務局(子ども政策担当課長)

会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告いたします。本日の会議より、中野区町会連合会の推薦で、新たに佐藤委員を子ども・子育て会議委員として委嘱させていただくことになりましたので、ご紹介させていただきます。佐藤委員から一言お願いします。

〈佐藤委員自己紹介〉

事務局(子ども政策担当課長)

新たな名簿を机上にお配りしておりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。本日は13名の委員の皆様にご出席いただいております。中野子ども・子育て会議条例に基づきまして、会議は有効に成立してございます。参考資料2として、子ども・子育て会議のスケジュールをつけておりますが、本日は、中野区子どもの権利救済委員の野村先生に子どもの権利に関してご講演をしていただき、それを踏まえて重点的に子どもの権利についてご審議いただければと考えております。それでは、寺田会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

寺田会長

皆様こんばんは。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

先日、中野区子ども・若者支援センターへ和泉委員とお邪魔させていただきました。とてもすばらしい建物でした。皆さんご覧なられたでしょうか。図書館もですけれども、ぜひご覧いただくとよろしいのかなと感じました。

それでは、これより第5期第5回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。

本日の議題は2件となります。それでは、議題1「子どもに関する総合計画策定の考え方」について、事務局からご説明をお願いいたします。

《資料1について説明》

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、議題2「子どもの権利」について議論するにあたり、中野区子どもの権利救済委員並びに東京経済大学現代法学部教授、弁護士でいらっしゃる野村武司先生からご講演いただきたいと思います。それでは、野村先生よろしくお願いいたします。

《野村先生ご講演 資料2-1》

寺田会長

ただ今のご講演について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

和泉委員、お願いします。

和泉副会長

興味深く拝聴させていただきました。取り上げていただいた子どもの権利条約から、こども基本法という最近できたばかりのほやほやの話まで踏み込んでいただき、また、中野区が何を取り組めばいいかという地方自治の仕組みまでご説明いただいたので、とても学びが大きかったと考えております。この子どもの権利条約或いはこども基本法の整備については、日本ユニセフ協会が大きな牽引力になったというのは存じていたのですけれども、その中で、スライドの6番目の「子どもの権利条約と子どもの権利」で、言いよどまれたところが少し気になりますので、そこをお伺いしたいと思いました。というのは、ユニセフ協会は4つの権利という形でアピールをしていて、わかりやすくしたというところがありますけれども、先生は、子どもの権利条約の一般原則の方で理解してきたとおっしゃった。特に私自身注目するのは、この差別の禁止のところ、差別の禁止といったときに、誰が子どもの権利を差別していて、そして誰がどうやって救済するのかというところ。これが、こども基本法も含めて理念法などでなかなか具体的、個別的な話のイメージが沸いてこない部分というのがあって、これをどのように具体化していくのか、今後地域では重要になってくると思うのですが、この点について詳しく教えていただきたいと思います。

野村先生

ありがとうございます。詳細は国連子どもの権利委員会の総括所見の中でご覧いただくのが正確かと思いますが、そのあとの報告審査制度の第4・5回の総括所見のところでもまとめておきました。緊急的に行わなければならない措置ということで、差別の禁止に関しては、1つはヘイトクライムの問題、それから非嫡出子の戸籍上の差別の問題というのは、かなり委員とのやり取りがあったと思っています。それから、民族的或いは性的マイノリティの問題ということについての指摘。それから障害のある子ども、薬物治療の問題というのは結構取り上げられていたように思いますけれども、差別の禁止からはみ出るところがあるかもしれませんが、差別の禁止として特に指摘されてきたことであるように思います。なので一応情報としてはそういうことではあります。

和泉副会長

一般的なケースについては理解をしているのですが、今誰が子どもを差別しているのか、そ

して今の法制度はそれをしっかり救済できるような仕組みになっているのか、或いは差別をした人を罰する仕組みというのがあるのかというところについてお聞きしたいと思います。

野村先生

大きな点では、今言ったようなお話ではありますが、例えば学校の中での問題であるとか、或いは地域の中での差別というのは、1つは学校がそれを放置しているとか、大人社会がそれを放置しているということが、差別の原因になっているような場合が念頭にある。それをどのように救済していくのかという問題については、これは条約の関係でいうと選択議定書の国連子どもの権利委員会に対しての個人通報手続がありますが、中野区のような子どもの権利条例を定めた自治体では、子どもの権利救済委員が、それに対しての相談を受けて、個別的にその問題を解消するように促したりしたり勧告をします。或いはその子どもだけの問題ではなくて、学校や地域社会の取り扱いが非常に差別的であるような場合、典型的には最近かなり意識されてきましたが、制服の男女の違いというのも1つ象徴的な問題ですけれども、全体に関わる問題については制度改善として、救済委員が勧告をするというような形で救済をしていく。そういう仕組みが条例の中では仕組まれている。逆に言えば、こういう条例を持っていないところでは、もちろん法務省の人権救済委員とか、色々なルートがありますけれども、直接的になかなか実現できないということになると思います。幸い中野区ではこういう条例を作ったので、救済委員がそれを担っていくということになるかと思います。

寺田会長

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

関委員、お願いします。

関委員

私たちがこれから、それぞれの分野で一生懸命に考えていく基準を教えていただけたと思うのですが、子どもの権利条約の一般原則とユニセフの4つの権利ですけれども、一般的には、ユニセフの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と言われる方が具体的に響きますよね。それを深く捉えているということはわかりますけれど、差別の禁止はそれはそうだろうとか、子どもの最善の利益、つまり子どもにとって一番いい利益を考えようということ、それから子どもの意見の尊重というのは先生おっしゃったとおり、あらゆる場面、機会であることを考えなければならないというのは、そういうふうに言っていたかいないと、これを度外視している大人たちに対して、なかなか響きづらいものがあるのではないかと思います。それから結局、生命、生存、発達に対する権利というのが、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と捉えていくというふうに言われるとわかるような気もするのですけ

れども、そんなふうに捉えてよろしいでしょうか。また、もう少し違う考えを持ちなさいというふうに考えていらっしゃるでしょうか。お伺いしたいと存じます。

野村先生

必ずしも対応するというふうには思っていなくて、条約の一般原則は、やはり生活の中で、或いは区政の中で、或いは社会の中で実現されるかどうかということが1つ重要な指標になるということです。ただ、子どもたちへの広報としては日本ユニセフ協会の4つの原則はわかりやすい。私もこの間までやっていた西東京市の子どもの権利擁護委員で、子どもの権利について小学校6年生向けの授業を数限りなくやったのですけれども、子どもたちへ示すときには、この生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を使うかなと思います。なので、広報上の意味合いは結構あるので使っていかなとは思いますが、ただやはりきちんとした法律であるとか、政策であるとかいったときに、どういうふうに表現するのがよいかというと、やはり条約の一般原則というものを意識する必要があると思います。ちなみに、国連子どもの権利委員会へ日本から出ている大谷美紀子さんという方も、彼女は日本ユニセフ協会の理事でもあるのですが、この生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利について、ちょっと何とかならないかと言っているみたいです。ただ、こんなに広まっているということは、それだけ受け入れられやすいということでもあるので、広報上の意義というのは認めつつということかなと思います。だからあまり対応関係で考えなくてもいいのではないかなと思っています。

寺田会長

はい。ありがとうございました。他にご意見はよろしいでしょうか。

萩原委員

ご講演ありがとうございます。とてもわかりやすい内容だったのですが、今日いただいた様々な他の資料も含めてなのですが、子どもの権利条例の中で大事なところの1つとしては、子どもの意見参加とか意見表明のところかなというふうに思っていて、先生もおっしゃったように、それはあらゆる場面でというところがとても大事だと思います。そう考えますと、事務局からも配られた児童福祉法の一部を改正する法律案の内容を見ても、また、今日いただいた資料を拝見しても、意見表明という言葉と意見聴取という言葉が入っています。しかし、子どもの意見表明というときの子どもの立ち位置だとか、大人と子どもの関係性とか、子どもの意見を尊重しますとか意見聴取をしますと言ったときの、子どもの立ち位置とか、子どもと大人の関係性は微妙に違う気がして、これはどのように捉えればいいのか、先生にもご意見を伺いたいと思って質問しました。私の前提の中には子どもと大人のパートナーシップとい

う関係性と子どもの意見を尊重してあげるよというような、結局は子どもが主体と言いながら、最終的な意思決定では大人が主導権を持ってしまう主従の関係性というものはあちこちにあるのではないかと思います。だから、意見表明というのが本当にあらゆる場面で実効性を持つということを考えると、そのあたりの子どもと大人の前提となるパートナーの関係性というものが、もう少し明確になっていかないと変わっていかないのではないかなというように私見としてありまして、伺わせていただきました。

野村先生

ありがとうございます。うまく答えられるかどうかかわからないのですが、子どもの意見表明と表面的にぶつかるのは、子どもの最善の利益だと思います。我々大人は子どものためにということで、色々なことを決めていくという場面があって、実はそれ自体が子どもを追い詰めるということもしばしば遭遇する。要するに、子どもの意見だとか思いと、大人が良かれと思っていることがしばしばぶつかることがある。ただ、子どもの意見、考え、思い、その延長上に子どもの最善の利益があるというふうに理解をしておく必要があるかなというふうに思っています。その意味で、子どもと大人の立ち位置というのに、今どういうふうに答えればいいのかは私がうまく理解していないところもあるのですけれども、子どものためにということで一方的に決めるようなお話なのではないので、子どものことを決めるときには、きちんと子どもの意見を聞いた上で、意見を尊重して決めていくということがとても大事なのかなというふうに思います。

萩原委員

私もどういうふうに質問していくか迷いながら質問したところがあって、もう少し単刀直入に言いますと、私個人の意見になってしまうのですけれども、子どもの参画論ということからすると、子どもの意見を大人が聞いてあげて、結局大人が決定するというような意思決定のあり方と、子どもと大人がパートナーとしての関係性の中で、ともに意見を対等に交わしながら意思決定するあり方がある。もちろん子どもにはまだ言葉が足りないところがあるので、そこはきちんとアドボケーターが間に入り、子どもと対等に意見交換をしながら、ともに意思決定するという共同決定のところまで持っていくことになるのですが、前者と後者では随分と子どもの意見の尊重のあり方というのは違うのではないかなということなんですね。その辺は、国連子どもの権利条約とか、権利条例は、どういうところを前提にしているのだろうかと思っています。どうも日本では、大人が結局尊重してあげますよというような主従の関係性の方が蔓延してのではないかなという危惧があるものですから伺いました。

野村先生

先ほど少し申し上げましたが、子どもの意見の尊重、条約の第12条が非常に大事だということは最近意識されていて、何か子どものことについて決める際に、意見聴取の機会を設けるということは意識されていますが、逆に意見聴取の機会さえ設ければいいだろうみたいなことは結構あって、その件で私も色々と相談を受けますけれど、それは象徴的には多分、パートナーシップのような形で決められるのが一番良いと思うのですが、問題はどのような手法でどのような仕組みでそれを実現していくのかということが重要だと思っています。例えば、以前、滋賀県の近江八幡市でやった事例を思い出したのですが、近江八幡市で、子どもの公園を作るというお話があって、その公園の敷地というのは、実はその地域の人が寄付をしてくれた土地でした。その土地を子どものためにも役立って欲しいという遺言か何かで寄付をされた。それで近江八幡市はどうしたかというと、1つは、その公園をどういうふうに利用するのかということを子どもたちを集めて考え始めたということです。その際に、子どもの意見を引き出すために、子どものファシリテーターをきちんと置いて、意見を出す機会を設けながらどういう公園にするのかという要件を作った。それを業者に投げ、子どもたちはこういう公園を作りたいと考えているので、これに合った形の公園計画を出して欲しいということで入札にかけた。数社がその子どもたちの要件を念頭に置いて案を出した。子どもたちがそのプレゼンを聞いて投票して、その公園の案をこれにしようというふうに決めたという実例がありました。それは子どもの居場所づくりに対する子ども参加のあり方として、なるほどなというふうに私は思いました。それがひょっとしたら萩原先生が指摘されているパートナーシップの関係なのかもしれませんが、子どもにはなかなか政治的な意味での決定権がない部分がある。大人が決定しなければならない部分もあったりする。どれだけ子どもの意見を尊重できる仕組みをその中に入れ込めるかということが、いわばパートナーと考えているかどうかということの表現になるのかなというふうに思います。なので、萩原先生のおっしゃっていることはそのとおりだと思っていますが、問題は例えば区としてそれを実現するときに、どのような仕組みとしてそれを展開するのか。子どもの意見を尊重し、子どもパートナーとして考えるということは、どのような仕組みであれば、そうといえるのかということ、まず実現することが大事だと思います。

寺田会長

ありがとうございました。

それでは次に、「中野区子どもの権利に関する条例」について、事務局からご説明をお願いいたします。

《資料2－2について説明》

事務局(子ども・教育政策課係長)

では、これよりグループディスカッションを行いたいと思います。子どもの権利に関する取組について、課題や必要だと思うことなどをグループでご議論いただければと思います。

《グループディスカッション》

事務局(子ども・教育政策課係長)

それでは時間になりましたので、グループで出た意見を発表していただきたいと思います。
B グループからお願いいたします。

和泉副会長

B グループは、子どもの権利を守るということについてのエピソードも含めたお話を伺っておりしました。そのときに、例えば離婚家庭だったり DV 家庭だったりというようなトラブルを抱えてる家庭の中で育つ子どもというのは、育つ権利というものについて侵害されているのではないかというご指摘もありました。また、親がまずこの子どもの権利について学ばないといけないのではないか。では、親がその学ぶ機会をどこで得るのか。母子手帳を交付されたときなのか、両親学級なのか、或いは小中学校ではPTAなのか、授業参観などの機会を捉えるのか。様々な接する機会があれば、また違うのかなというような提案を含めたお話がありました。また、地域の中でそういう権利を侵害されている子どもたちを見つけるということに関しては、やはり個人情報保護の壁もあって、普段から気付ける機会というのが少なくなっているのではないかというご意見があり、地域での取組、家庭での取組をどうしていくのか、これが今後の課題ではないかということでもまとめさせていただきます。

事務局(子ども・教育政策課係長)

ありがとうございました。では、C グループお願いいたします。

萩原委員

Cグループは、大きくは学校の中での子どもの権利の状況と、あとは学校外、地域、主に公園が切り口になりましたが、その2点についてお話させていただきます。学校の中で、とりわけ中学校が事例として出たのですけれども、中学校に通っているお子さんのお話を聞いていると、やはり内申書とか評価というものを先生は強く持っているものですから、その評価権を子どもたちは気にしている。塾があって早く帰りたいと思っても、塾と学校どちらが大事なんだというふうに怒鳴られてしまって、居残りさせられたケースがあったりとか、或いはいじめられて、物を取られてしまって、そのことを後で先生に言ったところ、被害に遭った子どもと親の方が、なぜ早く言わなかったのかと叱られてしまうというケースがあった。紹介される中で、とりわけ中学校での先生方の子どもに対する権利の意識が薄いのではないかと。だからこの子どもの権利条例を、子どもたち本人に知らせるだけでなく、教員研修でぜひ取り上げて欲しい

いと。PTAも含めて、親だけではなく、親もそうなのですから、先生方、とりわけ校長先生など管理職の先生も含めて、この権利条例、権利条約についての考え方を研修に取り入れて欲しいというお話がありました。では、学校の外ではどうかということで、これは私が他区で、公園調査をしたときの話を事例として出したのですが、とりわけ思春期年代の子どもたちは、公園でボール遊びとか、結構アクティブに遊びたいのですが、やはり他の年代の子どもたちや、その保護者、或いは地域の方から駄目と言われることが多くて、かなり窮屈な思いをしているという結果が出たことをお話しました。その中で、やはり公園は色々な世代が集まる、色々な世代の利益がぶつかり合う場所なので、ルールを決めるときには、あらゆる年代の人が集まってフラットな場で一緒に考える。どういうふうに使ったら、どういうルールにしたら共存して、お互いに楽しく過ごせるだろうかと考える。そういう場が必要なのではないかというお話になりました。子どもの権利というと、子どもの方が一方的に意見を言うのではなくて、こちらの資料にもありましたように、パートナーシップでいくのであれば、あらゆるステークホルダーの人たちと子どもたちを交えた、対等に語り合える場所、一緒に意思決定する場所というのも必要だろうと思います。他にも地域に目を向けると、やはり思春期年代以降の子ども、若者たちというのは、なかなか居場所がないのではないかというような話になりました。

事務局(子ども・教育政策課係長)

ありがとうございました。では、Aグループお願いいたします。

寺田会長

それではAグループの報告をさせていただきます。Aグループは、たまたまメンバーが、幼稚園、保育園の先生方の代表と、それから区民の代表の方ということで、乳幼児期の子ども、それと親に対することについてのお話になりました。そして、子ども教育部長さんもいらしてくださっていたので、なぜ校則があるのかというようなことについて、なぜ必要なのかということとを大人がきちんと説明していく必要があるのではないかというお話になりました。幼児期でも、子ども同士が喧嘩をしたときに、あなたは何をしたかったのだろうか、なぜこうしたかったのだろうかという意見きちんと聞き合ったり、子ども同士で話し合ったりすることが大事だと。頭ごなしに駄目と言ってしまうのではなく、乳幼児期からきちんと意見を表明するように育てていく。同時に、子どもの権利と大人の責任というのは背中合わせなのではないかと。大人側もきちんと理解し、正しく導くということが必要なのではないかというお話が出ました。だから色々な場面で、子どもがやりたいとかやりたくないとか、やる子もいればやらない子もいるし、できる子もいればできない子もいる。そういう全ての子どもたちのことを教員も親も受けとめて、そしてそこで子どもが何を思ったのかということ聞き取っていくということが大事な

のではないかと。そして、自我と第二の自我、自己内対話というものも尊重する。小学生、中学生で自死が増えてきているというようなところからも、きちんと自己内対話ができるように育てていく。それにはやはり愛着が大事で、きちんと愛着関係を育むと、社会情動的スキルが高くなって、自己内対話ができるような子になっていく。そのときに、大人も、それから地域もゆとりが大事だと。Bグループのお話にもありましたけれど、地域の中で子どもと家庭をみんなで見守っていくために、ここは中野区の子ども・子育て会議の場ですから、色々な方々にご参加いただいていますので、皆さんで見守っていくということも、この子どもの権利のことを考えていくときに必要なのではないかと。なかなか愛せない親御さんにはぎゅっと抱きしめてあげましょう。ハグしたり、それから手を握っていただいたりしながら、まずその親御さん自身が子どもと向き合えるような環境を作っていくことも大事なのではないかというようにお話がありました。以上です。

事務局(子ども・教育政策課係長)

ありがとうございました。では、最後に野村先生から一言いただきたいと思います。野村先生、よろしくお願いします。

野村先生

Bグループのお話を聞いていた限りでは、活発なご意見を拝聴させていただきました。子どもの権利というのは、そんなに大層な話ではなくて、日常の様々な小さなことの中に、子どもの意見を尊重しなければならない場面が含まれているということ意識した方がいいのかなと思いながら聞いていたのですが、そういう意味では、そういうことに気付く尺度を自分たちが持てるかどうかということが大事だというふうに思いました。

事務局(子ども・教育政策課係長)

ありがとうございました。

では、寺田会長、引き続き進行をお願いいたします。

寺田会長

本日の議題報告は以上で終了となります。次に、その他、何かございますでしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

参考資料1として、前回(第4回)の子ども・子育て会議の後に、委員の皆様からいただいた意見、質問及び回答をまとめましたので、一部ご紹介させていただきます。

《参考資料1について説明》

寺田会長

ありがとうございました。その他、何かございますか。

丸茂委員

地域で活動しているものがありますので、ご紹介させていただきます。3年くらい前から、「おさんぽかふえドーナッツ」というものをやっています。当初は空き事務所をお借りしてやっていたものなのですが、私自身が、子どもを連れて出掛ける場所がなくて、しんどかったということがありましたので、そういう場を作れたらという取組の1つです。今はコロナもありまして、事務所ではなくて公園を主に使わせていただいて、そこで子どもたちの遊びスペースですとか、来た方たちに少しお茶を出したりという取組をしています。年代問わず、誰もが知り合えるきっかけになったらということで、子どもだけに限定せずにやっていますので、もしよろしければお立ち寄りください。

寺田会長

最後に次回の日程について、事務局からお願いします。

事務局(子ども政策担当課長)

次回の会議は、9月8日(木)の18時開始を予定しております。これまでの第1回から本日第5回の子ども・子育て会議において、様々なご意見をいただきありがとうございました。次回まで少し期間が空きますが、いただいた意見を踏まえまして、区として総合計画の検討を行い、次回以降の会議で、計画の内容をお示しし、ご審議いただければと考えております。詳細につきましては、また改めてご連絡させていただきます。

寺田会長

これをもちまして、第5期第5回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。皆様どうぞお気をつけてお帰りください。

午後9時00分終了